

第4次沼津市男女共同参画基本計画

平成28年度 > 平成32年度
(2016年度 > 2020年度)



沼津市

はじめに



本市では、「すべての男女が共にいきいきと輝くまちづくり」を推進するため、これまで3次にわたる基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、「男性は仕事、女性は家事・育児」という性別によって役割を固定する考え方が依然として根付いており、引き続き男女共同参画の推進が必要な状況にあります。

また、昨年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、本市においても、男女が共に充実した職業生活及び家庭生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが求められております。

こうした状況を踏まえ、「第4次沼津市男女共同参画基本計画」では、女性の家事・育児にかかる負担の軽減を図るとともに、女性の多様な働き方が実現できる社会を目指すため、「家庭における男女共同参画の推進」を新たな重点取組目標として位置づけ、男性の家事、育児、介護への主体的な参画、女性が職業生活で活躍できるような環境づくりを進めていくことといたしました。

本計画の推進にあたっては、市、市民、事業者及び市民団体が、男女共同参画の現状と課題についての理解を深め、それぞれの主体が積極的に施策へ参画することが重要でありますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました沼津市男女共同参画推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

沼津市長 栗原 裕康

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2～3
3 計画の期間	3

第2章 沼津市の現状

1 概 況	
(1) 人口の現状分析	5
2 男女共同参画の状況	
(1) 性別役割分担意識の状況	6
(2) 家庭における状況	7～8
(3) 職場における状況	9～11
(4) 教育の場における状況	12
(5) 地域における状況	13～15

第3章 計画のあり方

1 基本理念	17
2 計画の体系	18～19
3 重点取組目標	
(1) 家庭での家事や育児、介護の役割分担を見直しましょう（家庭）	20
(2) 男女ともに働きやすい職場・働き続けられる職場を 目指しましょう（職場）	21
(3) 子ども・教職員・保護者みんなで男女共同参画社会の理解を 深めましょう（教育）	22
(4) 性別・世代を超えて地域活動に参画しましょう（地域）	23

第4章 計画の内容

基本的施策1 男女の人権と性を尊重する教育の充実 …… 25～27

- (1) 男女の人権を尊重するための意識啓発
- (2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実
- (3) 多様な性のあり方の尊重
- (4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供

基本的施策2 女性に対する暴力等の根絶 …… 28～29

- (5) セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進
- (6) 被害者への相談体制の充実と自立支援

基本的施策3 男女の生涯にわたる良好な健康づくり支援 …… 30～32

- (7) 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援
- (8) 高齢者・障害者等の社会参加支援

基本的施策4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 …… 33～34

- (9) 市の審議会等への女性の参画拡大
- (10) 市役所・教育の場における女性の積極的登用
- (11) 企業・各種団体における女性の積極的登用

基本的施策5 社会における女性の活躍推進 …… 35～36

- (12) 地域活動における女性の参画拡大
- (13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

基本的施策6 家庭における男女共同参画の推進 …… 37

- (14) 男性に対する男女共同参画の促進

基本的施策7 職場における男女共同参画の推進 …… 38～40

- (15) 職場での男女共同参画意識の醸成
- (16) 個人の能力を発揮できる雇用施策・労働環境整備への取組促進
- (17) 職場における男女平等の促進

基本的施策8 教育の場における男女共同参画の推進 …… 41～42

- (18) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成

基本的施策9 地域における男女共同参画の推進 43～45

- (19) 地域社会での男女共同参画意識の醸成
- (20) 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大
- (21) NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援
- (22) 男女のニーズを捉えた防災対策の推進

基本的施策10 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための
職場環境づくり 46～48

- (23) 職場におけるワーク・ライフ・バランス支援制度の普及・利用促進
- (24) 女性の就職・再就職への支援
- (25) 男性の働き方の改善

基本的施策11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための
家庭・地域環境づくり 49～50

- (26) ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援
- (27) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

基本的施策12 国際協調に基づく男女共同参画の推進 51～52

- (28) 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供
- (29) 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進
- (30) 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

第5章 計画の推進

- 1 推進体制 53
- 2 計画の進捗状況の点検・公表 54

資料編

- 1 計画策定の経過 55
- 2 沼津市男女共同参画推進委員会委員名簿 56
- 3 計画策定のための調査 57～58
- 4 関係法規 59～71

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

1 計画策定の趣旨

少子高齢化による人口減少社会の進行、非正規労働者の増加、家族構成の多様化など、近年の社会環境は大きな変化が見られるとともに、男女共同参画を取り巻く課題も多様化・深刻化しています。

本市の男女共同参画の推進については、平成20年4月に「沼津市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、平成23年4月からは「第3次沼津市男女共同参画基本計画」に基づき、「職場」「教育」「地域」における男女共同参画の取り組みを重点取組目標として推進してきました。

しかし、社会環境の変化に伴い、女性自身の就業に対する意識が拡大してきているものの、職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現が十分でないなど、様々な分野において新たな課題が確認されています。

そのため、国は、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を施行し、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を事業主に義務付けるほか、12月には「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進」を横断的視点とした「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

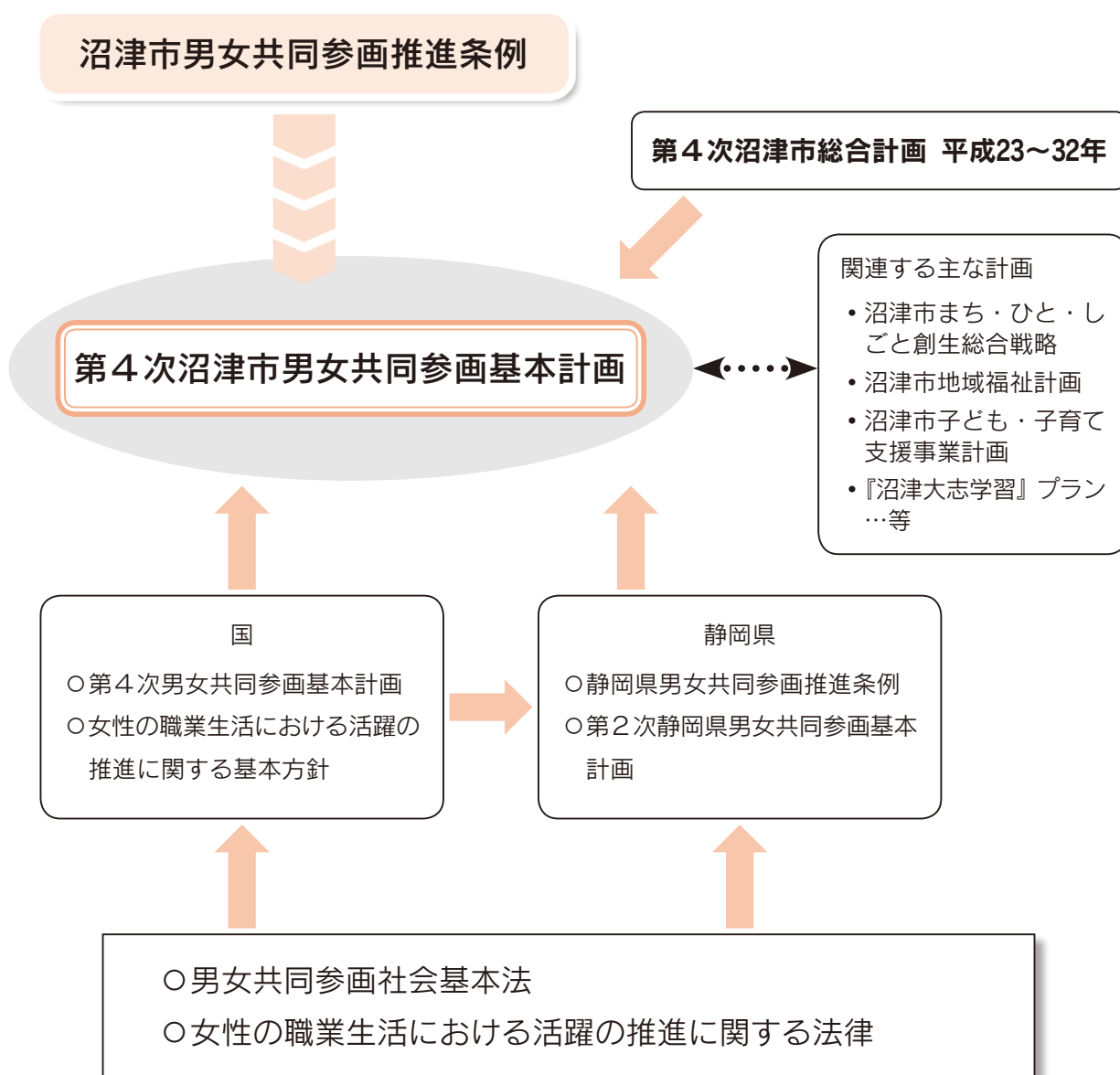
本市では、こうした背景を考慮して「第4次沼津市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、これまでの重点取組目標に「家庭」を加えるとともに、「男性中心型の労働慣行等の変革と女性の活躍推進」を横断的視点とした施策の構成としたものであり、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生活することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される市町村男女共同参画計画であり、条例第11条に基づく男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国の男女共同参画基本計画及び静岡県男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえるとともに、沼津市総合計画との整合性を図っています。



国 男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

国は男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけて、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定しました。

また、この法律を具体化する施策を示した男女共同参画基本計画（第1次）を平成12年に策定し、平成27年12月には第4次となる計画を閣議決定しました。

第4次の計画では、次の4つを目指すべき社会と位置づけ、その実現を通じて男女共同参画の形成の促進を図っていきます。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

県 男女共同参画推進条例と男女共同参画基本計画

県では平成13年に静岡県男女共同参画推進条例を制定し、平成15年に第1次、また、平成23年には第2次の静岡県男女共同参画基本計画を策定しました。

県は計画での全体目標を「誰もが個性を活かし能力を発揮できる理想郷“ふじのくに”づくり」として、3つの方針に基づいて計画を推進しています。

- ①男女の人権を尊重し多様な生き方が選択できる土壌づくり
- ②誰もが安心して暮らすことができる環境づくり
- ③元気で活力のある社会づくり

3 計画の期間

計画の期間は、第4次沼津市総合計画（後期推進計画：平成28年度～平成32年度）との整合を図り、平成28年度から平成32年度の5年間です。

ただし、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

第2章 沼津市の現状

1 概 況

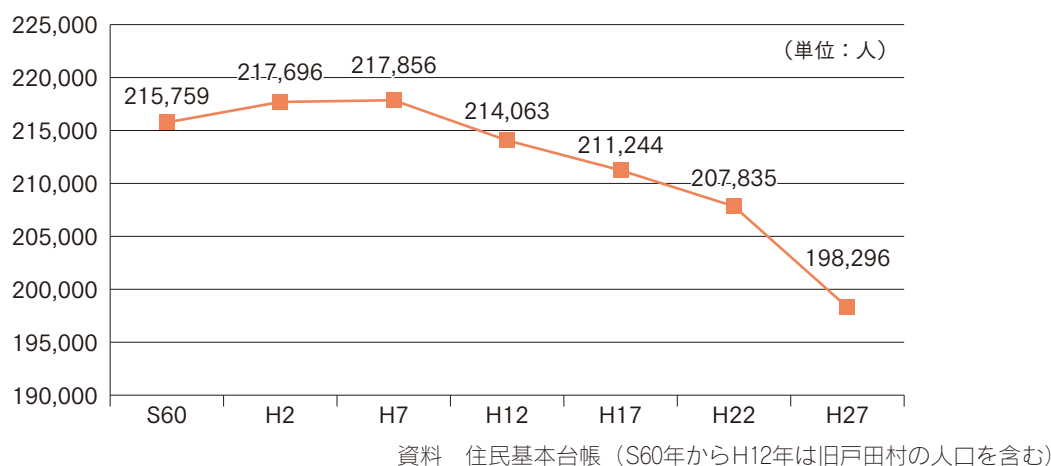
2 男女共同参画の状況

1 概 況

(1) 人口の現状分析

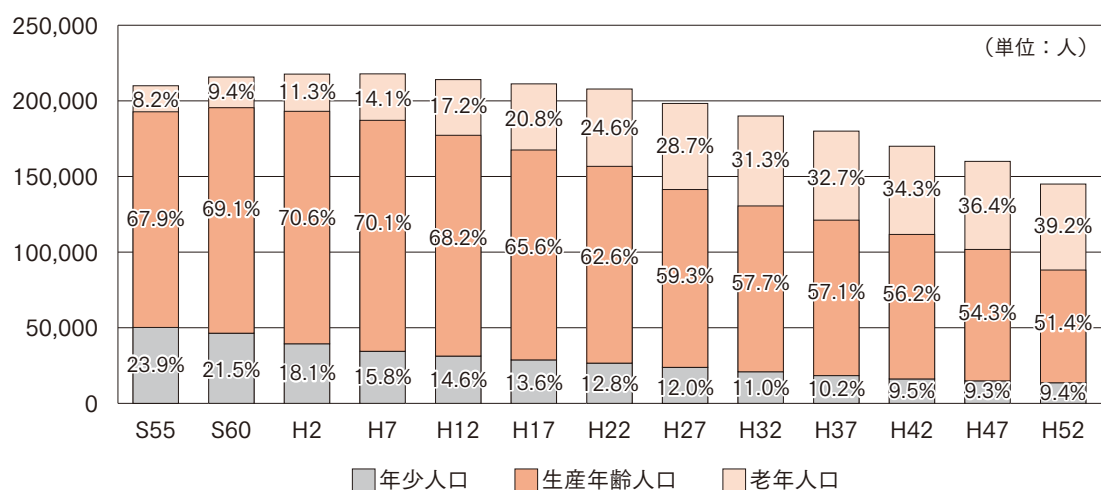
本市の人口は、平成7年をピークに減少に転じ、平成27年には198,296人と、20年間で約9.0%減少しています。

図1 総人口の推移



年少（14歳以下）、生産年齢（15～64歳）、老年（65歳以上）の3区分による人口推移（平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計）をみると、生産年齢人口は減少傾向にある一方で、老年人口は増加傾向にあります。

図2 年齢3区分率の推移



資料：「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

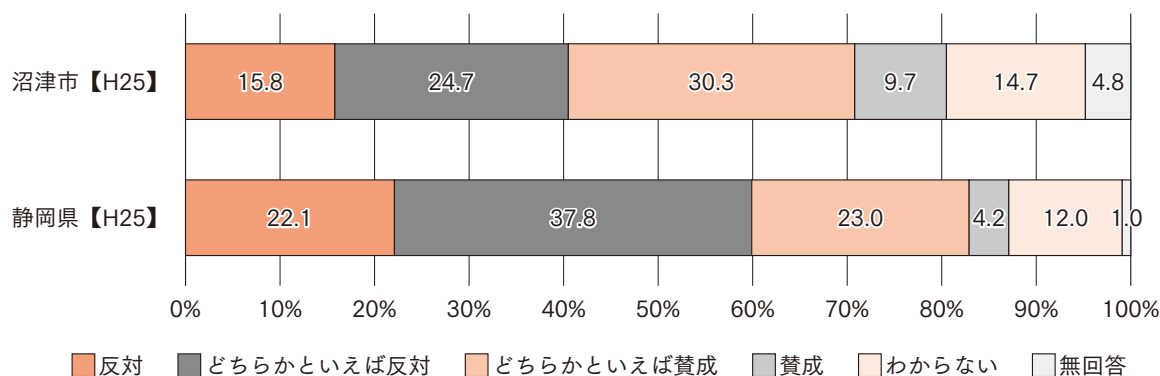
2 男女共同参画の状況

(1) 性別役割分担意識の状況

「男性は仕事、女性は家事・育児」という、性別によって役割を固定する考え方（性別役割分担意識）について、静岡県、沼津市における意識調査の結果を比較すると、「反対」「どちらかといえば反対」の合計は県59.9%、市40.5%となっています。一方、「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計は県27.2%、市40.0%となっています。

性別役割分担意識は、県と比べて本市は根強く残っており、男女共同参画に関する意識を高め、定着させるための広報・啓発が必要です。

図3 男女の役割を固定的に考えることについて

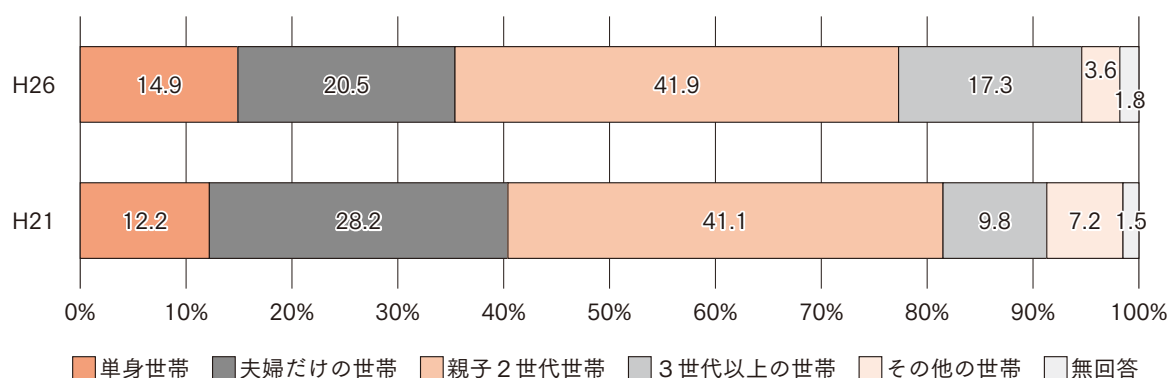


資料 沼津市「市民意識調査」(H25)・静岡県「男女共同参画に関する県民意識調査」(H25)

(2) 家庭における状況

平成26年度に実施した市民アンケート（アンケート概要は資料編P57・58を参照）の回答者の世帯構成を前回（平成21年度）と比較すると、単身世帯が14.9%と2.7ポイント増加し、単身世帯化が進行していること、単身世帯同様に長期的に増加傾向にあった夫婦だけの世帯の減少、3世代以上世帯の増加など家族構成の推移にも変化が見られます。

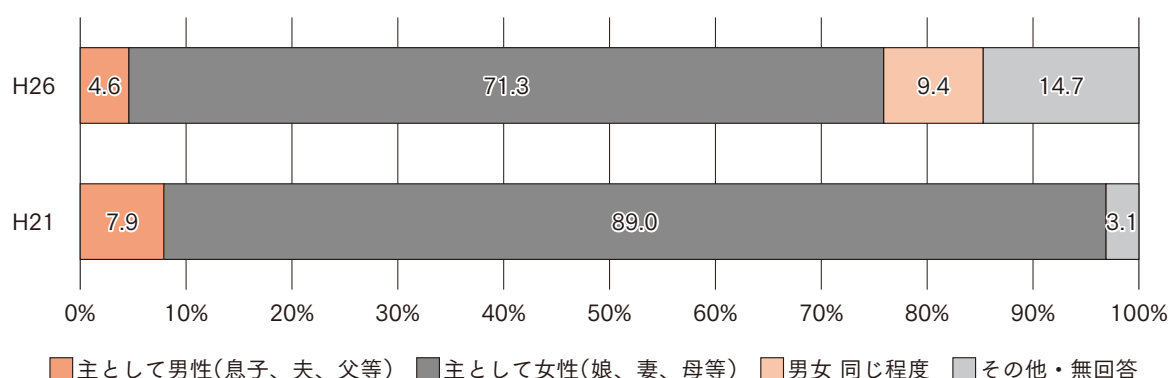
図4 世帯構成について



資料 沼津市「男女共同参画に関するアンケート」(H21・H26)

家庭における女性の家事（食事の支度・片づけ、洗濯、掃除）の負担については、いずれも70%以上の世帯で女性が担当していますが、主として女性が担当する割合は、前回（H21）と比較して今回（H26）は減少しています。

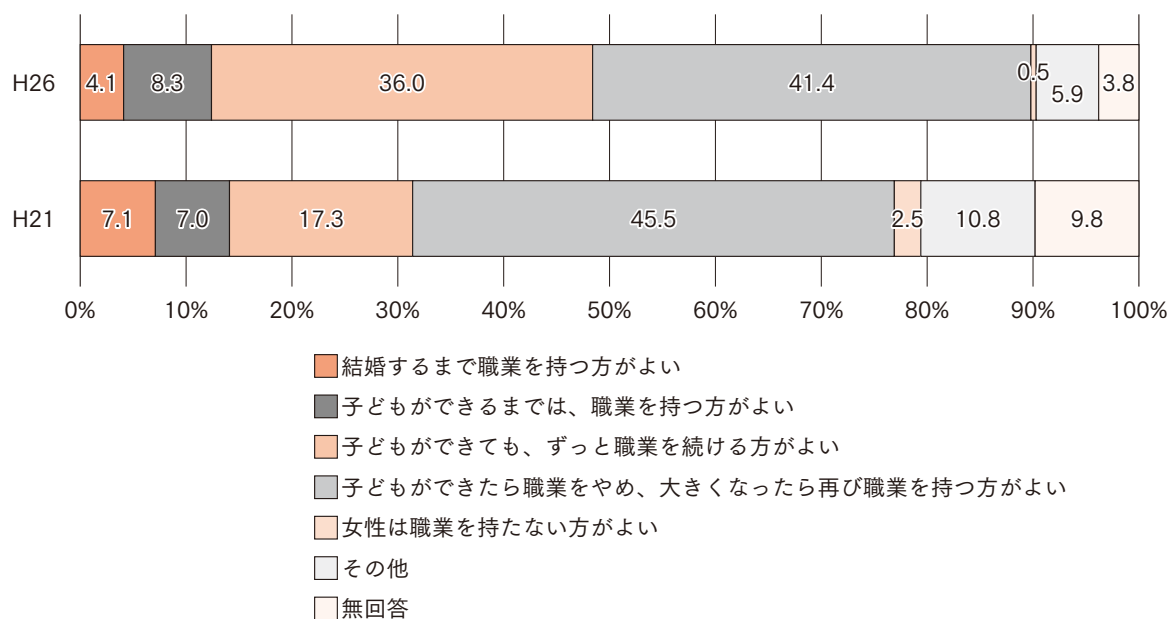
図5 家庭における家事分担について



資料 沼津市「男女共同参画に関するアンケート」(H21・H26)

女性が職業を持つことについては、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人は、41.4%と4.1ポイント減少しているのに対し、「子どもができてずっと職業を続ける方がよい」と回答した人が36.0%と18.7ポイント増加しており、出産や育児にかかわらず女性の就業継続を望む声が少しずつ大きくなっていることがわかります。

図6 一般的に女性が職業を持つことについてどう思うか



資料 沼津市「男女共同参画に関するアンケート」(H21・H26)

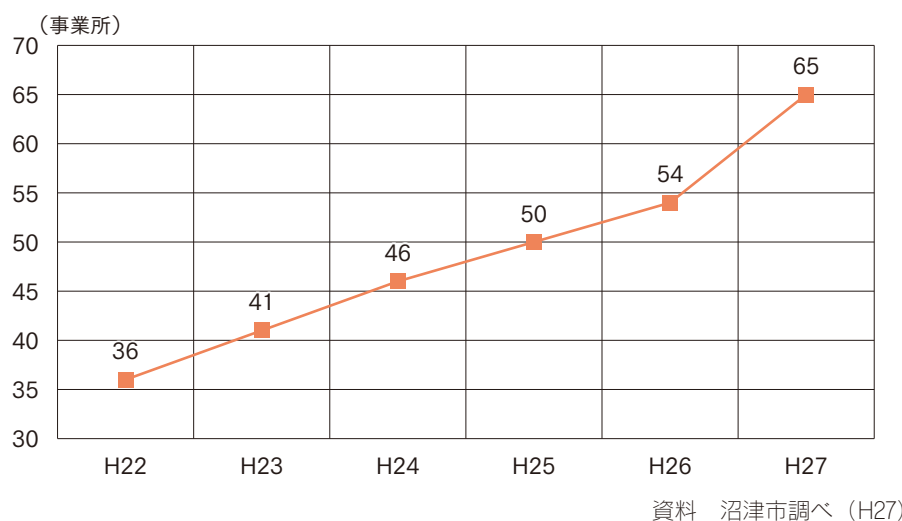
家庭において、女性だけが仕事を続けながら家事・育児・介護を担うことは大きな負担であり、女性が希望どおりに仕事を持ち、家庭と両立するためには、女性も男性も仕事と家庭を両立できるようにし、家族の一員としての役割や責任を家族全体で分かち合うことが必要です。

(3) 職場における状況

仕事と生活を両立しやすい職場環境は、働く人にとって自分らしいライフスタイルを実現しやすくなると同時に、事業者にとっては有能な人材の確保と定着、就業意欲の向上などが期待できます。

本市では、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、平成20年度から、男女が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる市内事業所を、「沼津市男女共同参画推進事業所」として認定し、これまでに65事業所（平成27年度末現在）を認定しました。

図7 男女共同参画推進事業所の認定数（累計）の推移



推進事業所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組みは年々進むものの、実際の職場では、男性の育児及び介護休業の取得率が低いことが課題となっています。

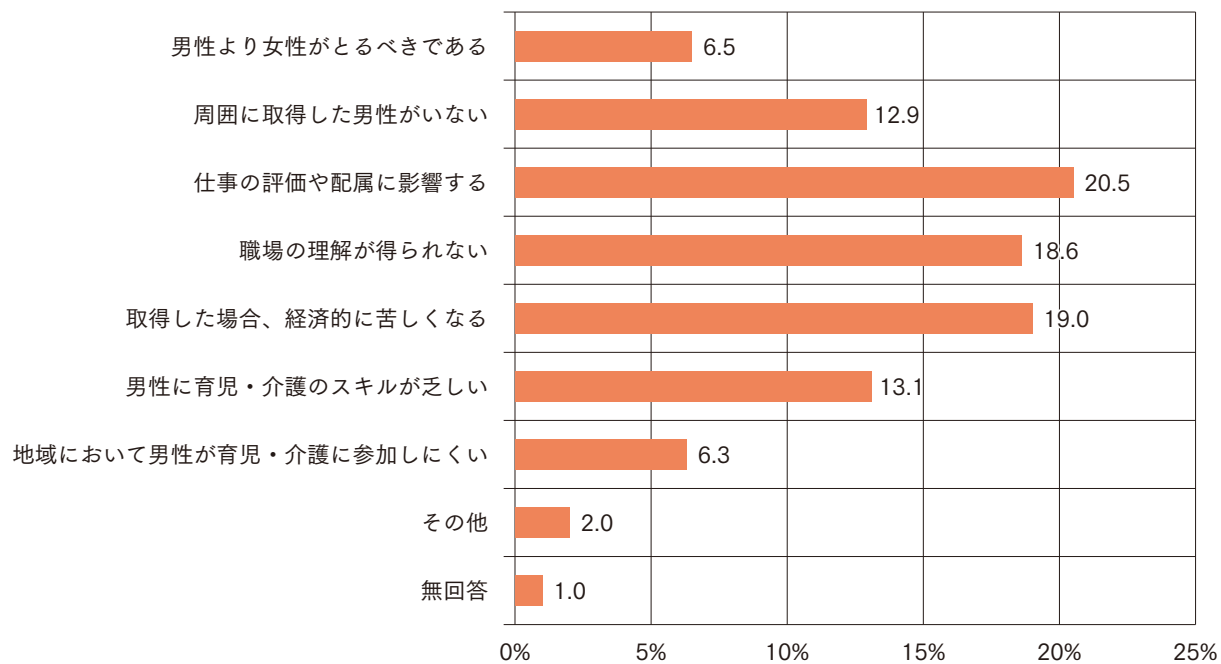
表1 育児休業取得率

女 性	86.6%
男 性	2.3%

資料 厚生労働省「雇用均等基本調査」（H26）

市民アンケートの結果、男性の育児・介護休業取得率の低い理由として、「仕事の評価や配属に影響する」が20.5%、「取得した場合、経済的に苦しくなる」が19.0%、「職場の理解が得られない」が18.6%となっており、更なる制度改革や意識改革を講じていく必要があります。

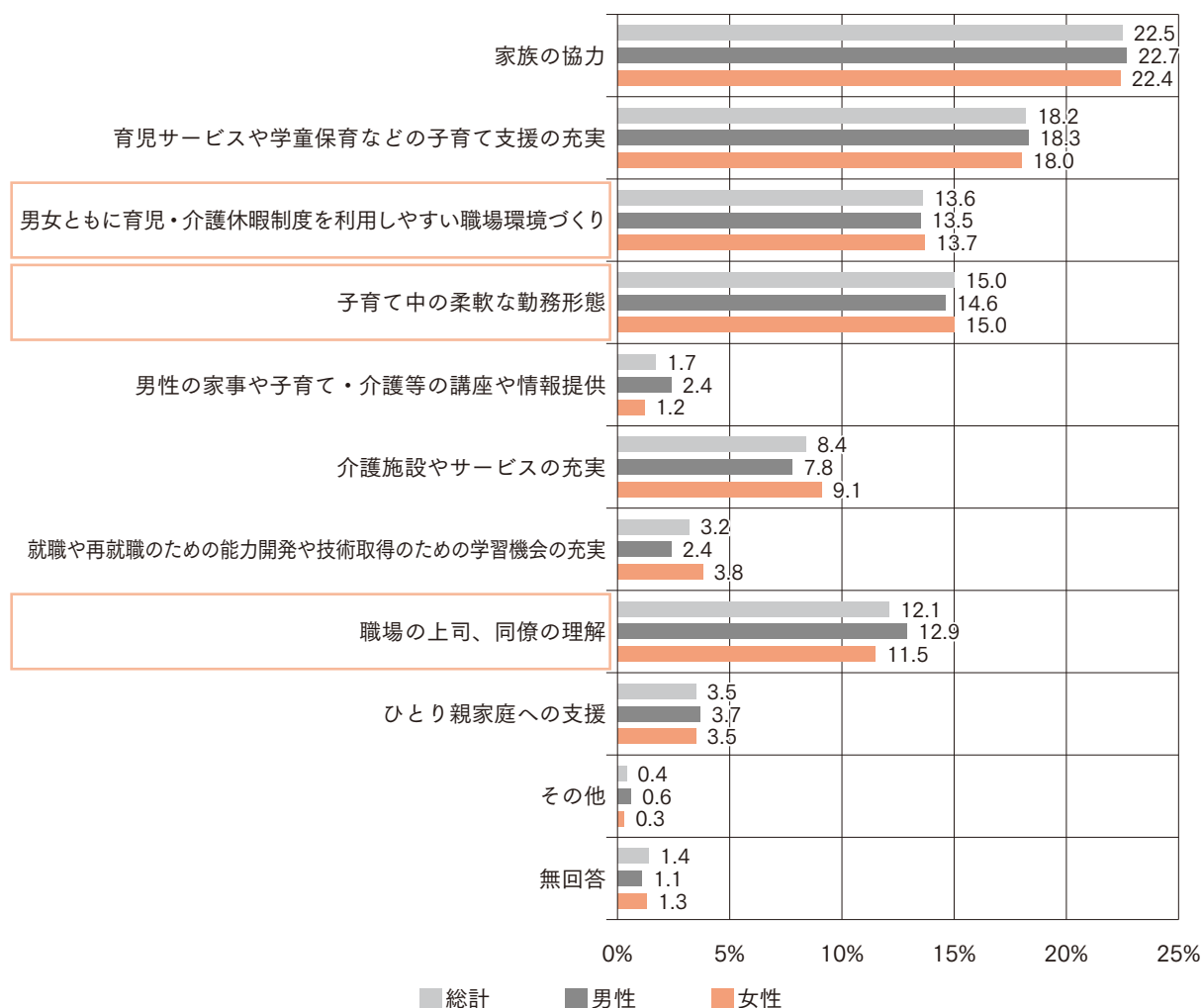
図8 男性の育児休暇・介護休暇の取得率の低い理由



資料 沼津市「男女共同参画に関するアンケート」(H26)

女性が働き続けるために必要な支援・改善のうち、職場に関するものについては、「子育て中の柔軟な勤務形態」が15.0%、「男女ともに育児・介護休暇制度を利用しやすい職場環境づくり」が13.6%、「職場の上司、同僚の理解」が12.1%でした。

図9 女性が働き続けるために必要な支援・改善



資料 沼津市「男女共同参画に関するアンケート」(H26)

こうした状況を踏まえ、引き続き、市内事業所に対して、育児・介護を理由とする休暇・休職を利用しやすい環境を整えるなどの、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを促してまいります。

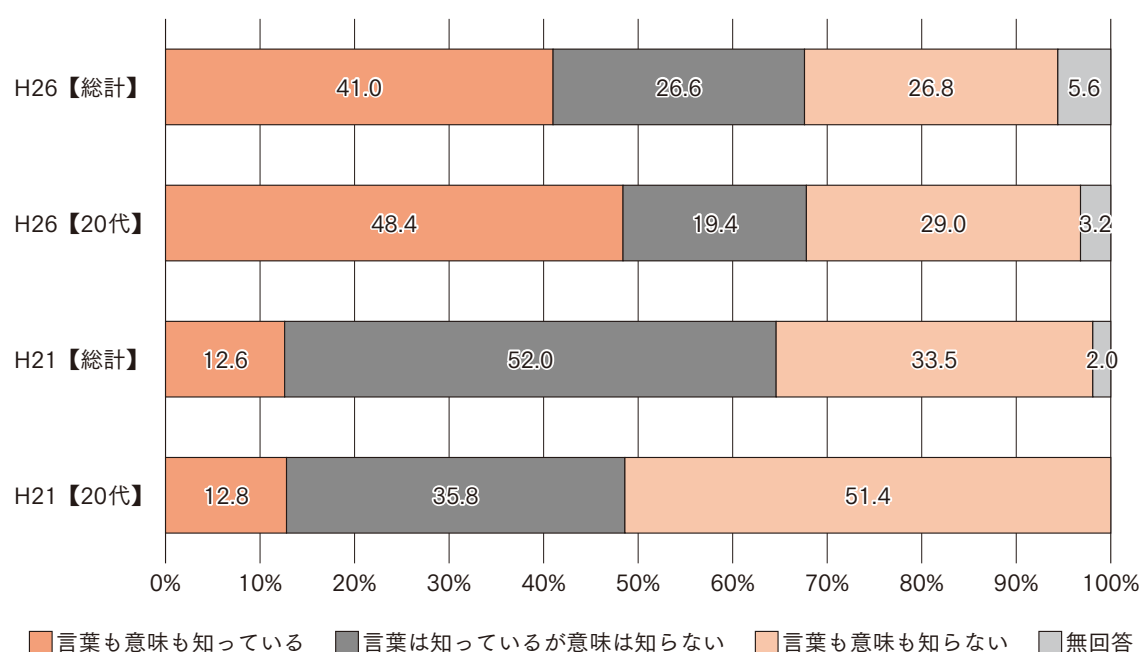
(4) 教育の場における状況

男女共同参画の推進を図るうえで、次世代を担う子どもたちの男女共同参画意識を育むための環境づくりは、大変重要なことです。

本市では、男女共同参画意識の醸成を図るため、平成22年度から、市内小中学校において、様々な職業への興味と関心を高め、性別に関係なく将来の夢や仕事を思い描く学習を支援する「職業講話」を実施しています。

市民アンケートの結果、「男女共同参画社会」という言葉の理解度について、「言葉も意味も知っている」と回答した人は、20代を中心に大幅に増加しており、教育の場における取り組みは一定の効果を挙げていると考えられます。

図10 「男女共同参画社会」の用語の理解



資料 沼津市「男女共同参画に関するアンケート」(H21・H26)

教育の場において、更なる男女共同参画の推進を図るためには、児童・生徒に対する学習機会の確保のほか、教職員による性別にとらわれない進路指導・就職指導の徹底が求められています。

特に男女の身体的特徴の違いを理解しつつ、互いの人権を尊重する教育は、人生の様々な場面で相手を思いやり、尊重し合い、助け合って生きていくための大切な教育です。

(5) 地域における状況

男女共同参画社会を実現するためには、地域における男女双方の主体的な参画が重要です。

しかし、自治会活動、PTA活動に女性の参加が増加してきていますが、組織を代表する立場や意思決定の場には男性が就く割合が高いという実態もあり、固定的な性別役割分担意識がいまだに根強く残っている状況がみられます。

表2 女性の公職登用状況

	県総数（人）		うち女性数（人）		女性比率（％）	
		沼津市		沼津市		沼津市
自治会長	4,698	296	68	8	1.4	2.7
公立小学校PTA会長	502	23	39	3	7.8	13.0
公立中学校PTA会長	262	18	17	4	6.5	22.2

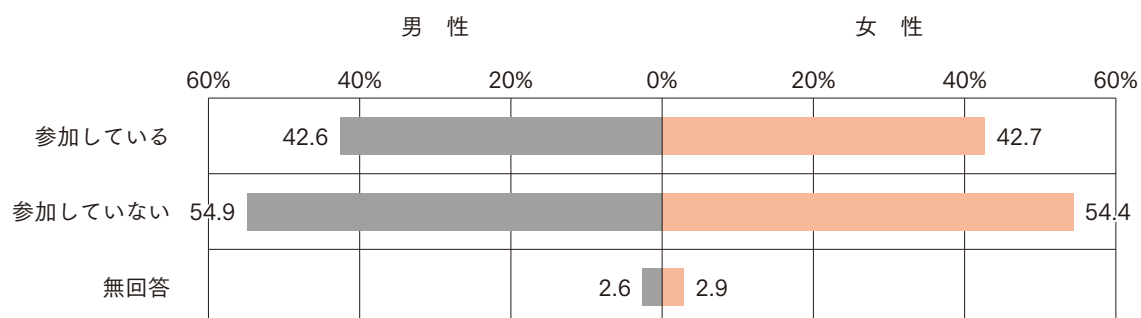
資料 静岡県調べ（H27）

本市では、地域における意識改革を図るため、平成21年度から「沼津市男女共同参画推進モデル地区事業」の取り組みを進めており、これまで第五地区のほか3地区において、地域の行事をはじめとする地域運営の全般における男女共同参画を推進してきました。

なお、門池地区については、多様性に配慮した地域防災に係る男女共同参画についての取り組みを進めました。

市民アンケートの結果、社会や地域活動に参加している市民の状況は、男性42.6％、女性42.7％でした。

図11 あなたは社会や地域の活動に参加していますか

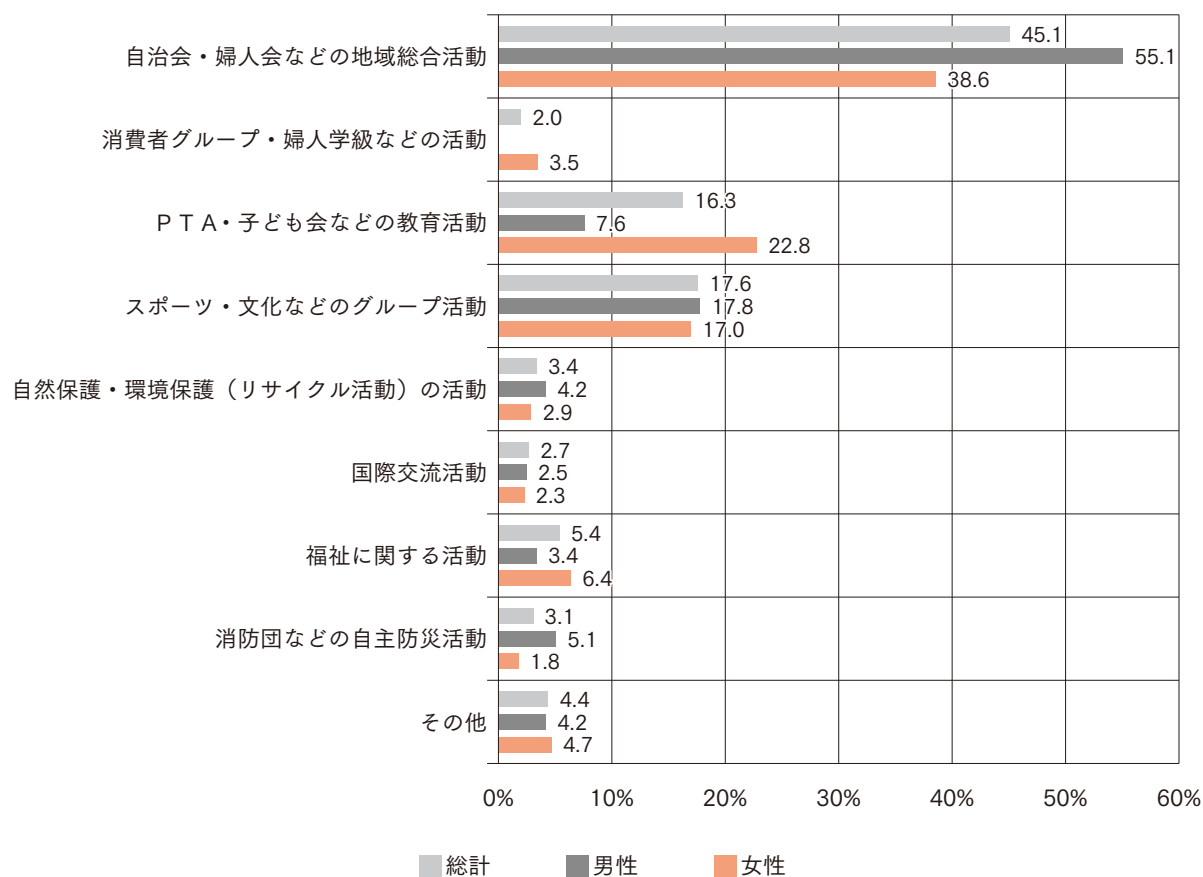


資料 沼津市「男女共同参画に関するアンケート」(H26)

どのような活動に参加しているかとの設問については、自治会・婦人会などの地域総合活動が45.1%、スポーツ・文化などのグループ活動が17.6%、PTA・子ども会などの教育活動が16.3%でした。

性別ごとの割合をみると、グループ活動においては男女ほぼ同率であるものの、地域総合活動は男性55.1%であるのに対し、女性は38.6%、PTA・子ども会などの教育活動は男性7.6%であるのに対し、女性は22.8%であり、地域活動の内容により、参加の割合が男女で異なっています。

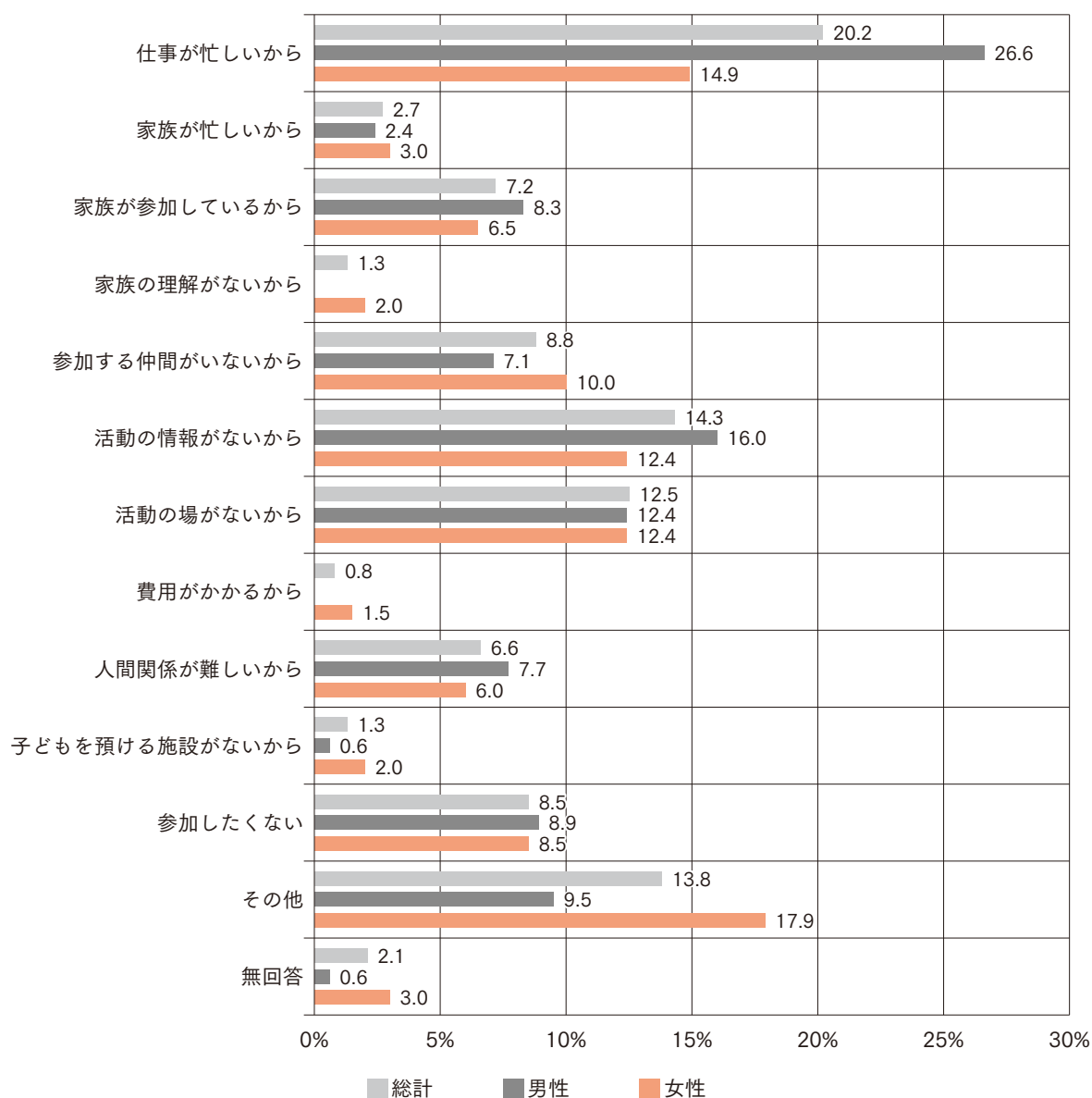
図12 どのような社会や地域の活動に参加していますか



資料 沼津市「男女共同参画に関するアンケート」(H26)

なお、「参加していない」と回答した人については、地域活動に参加できない理由の主なものは男女ともに「仕事が忙しい」「活動の情報がない」「活動の場がない」という結果でした。

図13 社会や地域の活動に参加できない理由



資料 沼津市「男女共同参画に関するアンケート」(H26)

そのため、地域活動に関する情報や機会の提供を積極的に行い、地域住民が世代・性別にかかわらず、連携・協働して子育て・介護・防災など、地域の人々が抱える課題を男女共同参画の視点を活かしながら、それぞれの能力を発揮して取り組み、解決していくことが必要です。

第3章 計画のあり方.....

- 1 基本理念
- 2 計画の体系
- 3 重点取組目標

1 基本理念

本計画は、条例第3条に掲げる6つの基本理念の下に、男女共同参画の推進を図ります。

I 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。

II 性の尊重と生涯にわたる心身ともに健康な生活の実現

男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等に関し、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生活ができること。

III 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

IV あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できること。

V 男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校又は地域における活動その他の家庭生活以外における活動とを両立できること。

VI 国際理解と協調

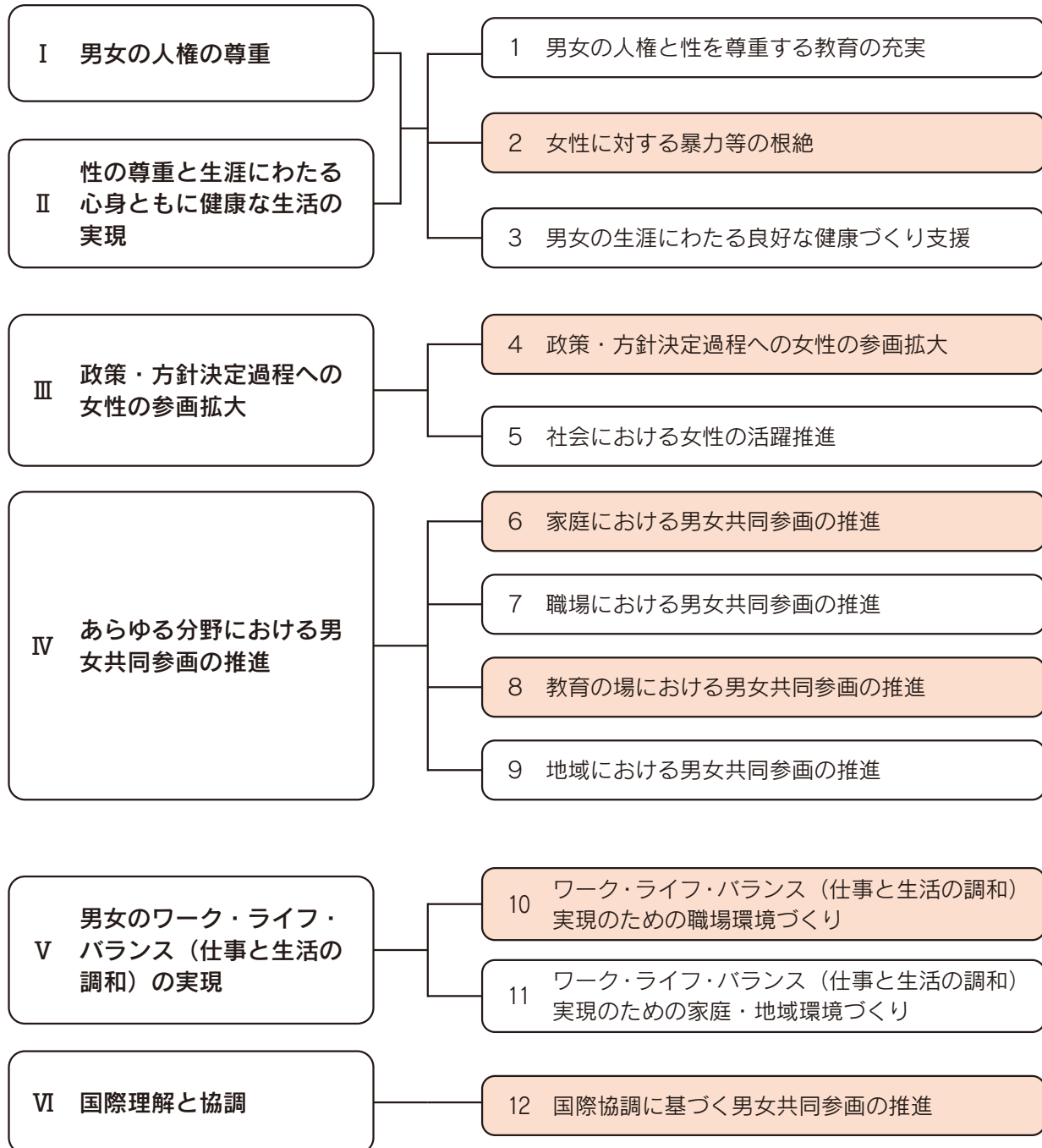
男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向を踏まえて行われること。

2 計画の体系

基本理念（第3条）

沼津市男女共同参画推進条例

基本的施策



重点 取組目標	家庭	家庭での家事や育児、介護の役割分担を見直しましょう
	職場	男女ともに働きやすい職場・働き続けられる職場を目指しましょう
	教育	子ども・教職員・保護者みんなで男女共同参画社会の理解を深めましょう
	地域	性別・世代を超えて地域活動に参画しましょう

横断的視点

男性中心型の労働慣行等の変革と女性の活躍推進

施 策 の 方 針

- (1) 男女の人権を尊重するための意識啓発
- (2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実
- (3) 多様な性のあり方の尊重
- (4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供
- (5) セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進
- (6) 被害者への相談体制の充実と自立支援
- (7) 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援
- (8) 高齢者・障害者等の社会参加支援
- (9) 市の審議会等への女性の参画拡大
- (10) 市役所・教育の場における女性の積極的登用
- (11) 企業・各種団体における女性の積極的登用
- (12) 地域活動における女性の参画拡大
- (13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援
- (14) 男性に対する男女共同参画の促進
- (15) 職場での男女共同参画意識の醸成
- (16) 個人の能力を発揮できる雇用施策・労働環境整備への取組促進
- (17) 職場における男女平等の促進
- (18) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成
- (19) 地域社会での男女共同参画意識の醸成
- (20) 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大
- (21) NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援
- (22) 男女のニーズを捉えた防災対策の推進
- (23) 職場におけるワーク・ライフ・バランス支援制度の普及・利用促進
- (24) 女性の就職・再就職への支援
- (25) 男性の働き方の改善
- (26) ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援
- (27) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備
- (28) 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供
- (29) 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進
- (30) 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

3 重点取組目標

男女共同参画社会の実現は、女性の人権を確立するとともに、少子高齢化、人口減少問題など、社会が直面しているさまざまな課題に対応し、将来にわたり持続可能な多様性に富んだ活力ある社会をつくる大きな鍵となります。

本計画では、条例前文で男女共同参画の主要領域として謳う「家庭」・「職場」・「教育」・「地域」の4つを重点取組領域とし、それぞれの領域ごとに目標を設定するとともに、「男性中心型の労働慣行等の変革と女性の活躍※」を横断的視点としながら、性別に縛られず、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、「自分らしく」生きることのできる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(※：詳細はP24参照)

(1) 家庭での家事や育児、介護の役割分担を見直しましょう（家庭）

家庭生活において、「子育て」については、夫婦で担うという若い世代が増えてきていますが、「食事の支度」「掃除」「洗濯」「介護」などのほとんどの家事は依然として多くの家庭で妻が担っており、家庭における男女共同参画はまだまだ進んでいない状況です。

これは、時代の変遷に伴う家族形態の変化の中で形成されてきた性別による固定的な役割分担意識が、依然として根強く残っていることが要因として考えられます。

家庭では、家族が相互に尊重し合い、家族全員で話し合っ、男女で協力しながら役割を担うという意識を充実させる必要があります。

そこで、男性の積極的な家庭参画を促すための意識啓発及び学習機会の提供を行い、家庭における男性の男女共同参画意識を醸成することを目標とします。

成果指標

項 目	平成27年度実績	目 標 値
男性の家庭参画を促す施策の実施	1回／年	2回／年

(2) 男女ともに働きやすい職場・働き続けられる職場を目指しましょう (職場)

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等との両立を可能とするワーク・ライフ・バランスの考え方が少しずつ浸透してきています。

職場において、男女の均等な機会と待遇の確保が図られるとともに、働きたい女性やゆとりを持ちたい男性など、それぞれの希望するバランスに応じて働くことができる環境の整備が求められています。

そこで、ワーク・ライフ・バランスなどの取り組みを積極的に行っている事業所を沼津市男女共同参画推進事業所として認定し、その取り組みを広く紹介することにより、市内事業所に男女共同参画を促すことを目標とします。

成果指標

項 目	平成27年度末時点	目 標 値
男女共同参画推進事業所の認定（累計）	65事業所	90事業所

(3) 子ども・教職員・保護者みんなで男女共同参画社会の理解を深めましょう（教育）

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しい知識を持つとともに、子どもの頃から男女共同参画への理解や必要性を認識する必要があります。

教職員や保護者などの意識は、将来、社会を担う子どもたちに無意識のうちに大きな影響を与えています。成長する過程において、性別にかかわらず一人ひとりが能力を発揮し、豊かな人間性を育むことができるよう、教職員や保護者などへの男女共同参画の意識啓発を積極的に進めていくことが必要です。

そこで、教育の場では①教職員・保護者などの教育に携わる者への意識改革や指導力向上のためのセミナーなど、学習機会を充実させること、②児童・生徒への人権教育や性教育を通じて男女共同参画の意識を浸透させるとともに、一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を伸ばし、将来の進路について多様な選択のできる学習機会を充実させることを目標とします。

成果指標

項 目	平成27年度実績	目 標 値
教職員向けセミナーの開催	2回／年	2回／年
職業講話の実施	14校	延べ70校

(4) 性別・世代を超えて地域活動に参画しましょう（地域）

自治会やPTA活動等の地域活動、ボランティアやNPO等の市民活動は、性別・年齢にかかわらず、一人ひとりが地域の一員として積極的に参画し、それぞれの能力を十分に発揮し、地域ぐるみで課題に対応していくことが重要です。

しかし、役員の就任や地域活動での役割分担などにおいては、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、「仕事が忙しい」「活動の情報がない」などの理由から、活動への参加・参画が十分進んでいない現状があります。

そこで、市内のコミュニティから、毎年モデル地区を選び、アドバイザーによる指導のもと、地域の重点課題に男女共同参画の視点で取り組むモデル地区事業を実施し、地域住民及び市民活動団体への男女共同参画意識の啓発や浸透を図ることを目標とします。

成果指標

項 目	平成27年度末時点	目 標 値
男女共同参画推進モデル地区の実施（累計）	4地区	9地区

※「男性中心型の労働慣行等の変革と女性の活躍」

(国) 第4次男女共同参画基本計画より抜粋

全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要である。女性の就業率が年々増加してきているなど、多くの分野において女性の活躍が進んできているが、政策・方針決定過程への女性の参画を含め、まだ十分とは言えない。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり、男女共同参画社会の実現のため、引き続き、あらゆる分野における女性の活躍を強力に推進していかなければならない。

我が国において女性の活躍を阻害している要因には、高度経済成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や様々な社会制度・慣行があると考えられる。

働く場面においては、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行（以下「男性中心型労働慣行」という。）が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっている。

また、生活の場面においても、これまで男性は、家事・育児・介護等への参画や地域社会への貢献などが必ずしも十分でない状況等により、家事・育児・介護等における女性側の負担が大きくなるなど、家庭以外の場所における女性の活躍が困難になる場合が多かった。他方、家事・育児・介護等の多様な経験は、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にも重要な機会であるが、それを逃すことにもなっていた。さらに、男性は仕事が忙しくて自己啓発を行う余裕がないと感じる者の割合が高い状況がある。

このような中で、長時間労働を削減するとともに、個々人の事情や仕事の内容に応じてICTサービスを活用するなどにより、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、働き方改革を推進する。さらに、ポジティブ・アクションにより職場における男女間格差を是正するなどを通じ、男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画し、また、地域社会への貢献等、あらゆる分野において活躍するとともに、自己啓発等にかかる時間を確保できるなど、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女が共に暮らしやすい社会の実現を目指すべきである。

加えて、現在の税・社会保障制度は、それぞれの政策目的により形成されてきたものである一方、共働き世帯の増加等、社会経済情勢の変化に十分対応できておらず、家計収入の面からみた場合に、結果として就業を調整するように働く側面があることから、働きたい人が働きやすい社会となるよう見直しを行っていくことも併せて必要である。

このように、男性中心型労働慣行等を見直すことによって、女性の活躍を推進していくことを目指す。

第4章 計画の内容

基本的施策

- 1 男女の人権と性を尊重する教育の充実
- 2 女性に対する暴力等の根絶
- 3 男女の生涯にわたる良好な健康づくり支援
- 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 5 社会における女性の活躍推進
- 6 家庭における男女共同参画の推進
- 7 職場における男女共同参画の推進
- 8 教育の場における男女共同参画の推進
- 9 地域における男女共同参画の推進
- 10 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のための職場環境づくり
- 11 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現のための家庭・地域環境づくり
- 12 国際協調に基づく男女共同参画の推進

基本的施策 1

男女の人権と性を尊重する教育の充実

現状と課題

条例第3条第1号において、「男女の人権尊重」を掲げ、男女が互いの人権を尊重し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮する機会を確保することを基本理念の第一に位置づけています。

しかし、いまだ人々の意識の中に、社会によって形成されてきた性別に基づく固定的な性別役割分担意識^{*1}が根強く残っているのが現状です。

男女共同参画社会^{*2}を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解することが不可欠であり、人権尊重を基盤とする男女平等意識の形成を促すための教育・学習の充実、情報発信を図ることが必要です。

また、人権尊重の中では、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合うとともに、性的マイノリティ^{*3}への配慮など、性の多様性を認め合うことが重要です。

1 男女の人権と性を尊重する教育の充実

- (1) 男女の人権を尊重するための意識啓発
- (2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実
- (3) 多様な性のあり方の尊重
- (4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供

* 1 性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

* 2 男女共同参画社会

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義している。

* 3 性的マイノリティ

同性愛者、両性愛者、性同一性障害（生物学上の性別と本人が自認する性別が異なる）などの性的少数者を指す。LGBTとも言う。

施策の方針

(1) 男女の人権を尊重するための意識啓発

男女が性別に関係なく互いの人権を認め、尊重し合う意識の啓発を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・被害者に的確・迅速な対応をする人権法律相談などの相談体制の充実に努める。	広 報 広 聴 課
・人権に関する学習の機会及び情報を提供する。	市 民 協 働 課
・刊行物の用語、イラストなどの表現方法についての指導を行う。	

(2) 教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実

教育・保育の現場において、子どもたちが性別にかかわらず互いの人権を尊重する意識を育むための教育や学習を実施します。

施 策 の 内 容	担 当 課
・保護者や保育士等への子どもの人権尊重に関する教育を充実させる。	子 育 て 支 援 課
・保護者に対する人権尊重の啓発や教職員へ人権尊重に関する研修を行う。	学 校 教 育 課
・児童・生徒に対して人権教育に男女共同参画の視点を取り入れるよう働きかける。	
・教職員に対し、個々の子ども理解を大切にした上での人権尊重に関する研修を行う。	教職員研修センター

(3) 多様な性のあり方の尊重

男女の身体的特徴の違いへの理解や認識を深めるとともに、性的マイノリティについての理解・尊重のための学習機会の提供や啓発に努めます。

施 策 の 内 容	担 当 課
・若年世代の正しい性知識の学習機会を提供する。	市 民 協 働 課
・企業との連携により、若年世代を主な対象として、妊娠・出産について女性の自己決定権の重要性と医学的知見に併せた正しい総合的情報を提供し、正しい知識の啓発を図る。	健 康 づ く り 課
・妊娠から出産後までにかかわる男女のライフサイクルに応じた保健指導及びタイムリーな家庭訪問・相談等を行うとともに、各種健康診査の充実を図る。	
・妊婦とその夫への、親となる意識の啓発と母性保護に対する指導を行う。	
・性教育・性の尊重にかかる副教材の整備と、児童・生徒への性教育を行う。	学 校 教 育 課
・各学校で、児童・生徒への性の支援体制の確立を図る。	

(4) 男女共同参画推進のための情報発信・情報提供

あらゆる分野での男女共同参画に関する意識の醸成や、環境づくりのための情報収集・広報活動の充実を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
・男女共同参画推進のための基礎データを収集するため、定期的な調査を実施し現状把握を行う。	市 民 協 働 課
・広報紙・ホームページなどを利用した啓発活動を行う。	
・性と生殖に関する情報を収集し、発信・提供をする。	健 康 づ く り 課
・女性の健康相談に関する相談体制の充実や、妊娠を望む人への相談機関の紹介及び情報を提供する。	
・農業関係団体での女性活動のPRや研修情報を提供する。	農 林 農 地 課
・水産業関係者に対し、男女共同参画推進のための情報発信・情報提供を行う。	水 産 海 浜 課
・男女共同参画等に関する図書の紹介コーナーを設置し、市民への情報提供・啓発を図る。	市 立 図 書 館

基本的施策 2 女性に対する暴力等の根絶

現状と課題

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）、マタニティ・ハラスメント^{*4}（以下「マタハラ」という。）、ドメスティック・バイオレンス^{*5}（以下「DV」という。）などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害を受けた人に長期的に深刻な影響を及ぼします。

被害者の多くは女性であり、これらの暴力の背景には、男女の固定的な役割分担や経済力の格差、上下関係など、現代社会の構造的問題があると考えられています。

近年はSNS^{*6}の普及により、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等の新たな性的暴力が顕在化しています。

身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力などについて広く周知し、多くの人にかかわる社会的問題であるという認識を広く市民に浸透させる啓発を行うとともに、被害者支援の強化などを図る必要があります。

その他、性的虐待や職場でのパワーハラスメント^{*7}など、子どもや男性などに対する暴力への対応も必要です。

2 女性に対する暴力等の根絶

(5) セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進

(6) 被害者への相談体制の充実と自立支援

*4 マタニティ・ハラスメント

働く女性に対して、妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為をいう。妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うことは男女雇用機会均等法第9条第3項、育児・介護休業法第10条等で禁止されている。

*5 ドメスティック・バイオレンス

配偶者・恋人などの親密な関係にある人々の間におきる暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、ののしる・馬鹿にするなどの精神的暴力、セックスを強要するなどの性的暴力がある。平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止と被害者の支援に関する法律」(DV防止法)では、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、加害者に対する退去命令や接近禁止命令などの保護命令制度の規定や都道府県に「配偶者暴力支援センター」の設置を義務づけた。

*6 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あ

施策の方針

(5) セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進

セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力や、それに伴う児童虐待などに関する認識を深め、根絶に向けての防止対策の充実と被害者保護などの支援をします。

施 策 の 内 容	担 当 課
・セクハラ、マタハラ、DV等の女性への暴力防止の啓発や防止関連情報を発信する。	市 民 協 働 課 社 会 福 祉 課
・就労の場でのセクハラ、マタハラ等の防止に向けた学習機会及び情報を提供する。	市 民 協 働 課
・市役所職員へのセクハラ、マタハラ等の防止に向けた啓発を行う。	人 事 課
・教育の場でのセクハラ、マタハラ、DV等の防止に関する啓発を行う。	学 校 教 育 課

(6) 被害者への相談体制の充実と自立支援

セクハラ、マタハラ、DV、児童虐待などの暴力による相談体制の充実と被害者保護や自立支援を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・市役所におけるセクハラ、マタハラ等に関する現状把握と相談体制を充実する。	人 事 課
・女性相談員による女性相談や、DV相談等を実施する。	社 会 福 祉 課
・DV等、暴力による被害者の保護と自立支援を行う。	
・児童虐待に関する相談体制等の充実を図る。	こ だ も 家 庭 課
・DV等暴力、児童虐待を受けていると思われる患者に対して院内チームで協議し、関係機関と連携しながら対応する。	医 事 課
・教育の場におけるセクハラ、マタハラ、DV等に関する現状把握と相談体制を充実する。	学 校 教 育 課

るいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

* 7 職場でのパワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

基本的施策 3 男女の生涯にわたる良好な健康づくり支援

現状と課題

生涯を通じて心身ともに健康的で豊かな暮らしを送ることは男女共同参画社会における必要不可欠な要素の一つです。

女性は妊娠・出産、更年期疾患や乳がん・子宮がんなど、男性においては前立腺がんなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面します。

また、「性と生殖に関する健康と権利」*⁸の概念はいまだ浸透しておらず、さらに近年では、女性就業者の増加による心身の負担の増大、男性就業者の長時間労働、一人暮らし高齢者・障害者の地域での孤立など、心身ともに健康な暮らしの実現には多くの課題が散見されます。

このように、すべての人が年齢や性別にかかわらず、生涯を通じ健康に関する課題への理解を深め、責任を持った対応ができるよう、男女の性差に応じた健康づくりを支援します。

3 男女の生涯にわたる良好な健康づくり支援

(7) 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援

(8) 高齢者・障害者等の社会参加支援

* 8 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツと称する。）

生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することをめざそうという概念。1994年にエジプトのカイロで開かれた国連の国際人口開発会議において提唱された。

これは、人間が安全で満ち足りた性生活を営み、かつ妊娠・出産に関する自由を享受し、自分の性と生殖について身体的・精神的・社会的に満足できる状態であることを表す「リプロダクティブ・ヘルス」とそれを守る権利である「リプロダクティブ・ライツ」を合わせた概念。

施策の方針

(7) 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりへの支援

「性と生殖に関する健康と権利」の視点に基づき、年齢・性別又は出産する・しないにかかわらず、男女が生涯を通じ、健康に生活できるための支援を充実し、ニーズを捉えた施策を進めます。

施 策 の 内 容	担 当 課
• 男性の心身への健康に関する情報提供や、保健指導及び相談体制の充実を図る。	健 康 づ く り 課
• 身体的差異などの性差に配慮し、健康管理のための健診事業等を行う。	
• 身体的差異などの性差に配慮し、市民の健康づくりや健康維持のための各種スポーツ教室などを開催する。	ス ポー ツ 振 興 課
• 博物館等で女性が興味を持てる展示を行うよう配慮する。	文 化 振 興 課
• 市民の生きがいづくりのための学習機会の提供や、誰もが参加できるイベントなどを開催する。	生 涯 学 習 課

(8) 高齢者・障害者等の社会参加支援

性別による格差や偏りが生じないよう十分に配慮し、高齢者や障害者等の相談体制の整備や、社会参加及び自立した生活の支援を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・ユニバーサルデザイン ^{*9} の視点に立ったまちづくりの推進と出前講座の開設による市民への意識啓発を行う。	政 策 企 画 課
・生活に困窮する高齢者や障害者に対して社会的自立に向けた支援を行う。	社 会 福 祉 課
・高齢者が安心して社会生活を送るための生活サポートや職業支援及び高齢者が気軽に参加できるイベントの開催、老人クラブの活動支援などを行う。	長 寿 福 祉 課
・障害者の人権を理解し、社会参加に対する市民のサポート意識の啓発を行う。	障 害 福 祉 課
・障害者の自立した生活への支援及び相談体制を整える。	
・生涯学習の場として高齢者が気軽に参加できる講座・イベントを開催する。	生 涯 学 習 課

*9 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」という意味であり、年齢、性別、身体、国籍などの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいよう、まちづくりやものづくり、環境づくりなどを進めていこうという考え方。

基本的施策 4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

現状と課題

男女が共に暮らしやすい社会の実現には、政策・方針決定過程への女性の参画が重要です。しかし、女性は人口の半数を占めているにもかかわらず、我が国の政策・方針決定過程への女性の参画は遅れており、国際的にみても低水準にあります。

本市では、「沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針」において、市審議会等への女性委員の登用率の目標値を30%と定め、登用の促進に努めてきましたが、平成27年4月1日現在22.9%であり、より一層の推進が求められています。

このような情勢を踏まえ、市政においてはポジティブ・アクション^{*10}の実行により、女性職員の登用推進や市審議会等への女性の参画機会の拡大をこれまで以上に図るとともに、事業所や各種機関・団体に対しても呼びかけるなど、積極的に取り組む必要があります。

4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(9) 市の審議会等への女性の参画拡大

(10) 市役所・教育の場における女性の積極的登用

(11) 企業・各種団体における女性の積極的登用

* 10 ポジティブ・アクション

積極的改善措置。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

ポジティブ・アクションの例としては、審議会等委員への女性の登用のための目標の設定等が実施されており、男女共同参画社会基本法では、ポジティブ・アクションは国・地方公共団体の責務として規定されている。

施策の方針

(9) 市の審議会等への女性の参画拡大

政策・方針決定の場での男女の意見が均等に反映されるよう、市審議会等への女性の積極的登用を進めます。

施 策 の 内 容	担 当 課
市審議会等への女性の参画拡大のため、「沼津市附属機関及び懇話会の運営に関する指針」に則り、各課への指導及び周知を行う。（目標：女性委員登用率30%）	市 民 協 働 課
女性を対象とした研修などを通じて、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育てる。	

(10) 市役所・教育の場における女性の積極的登用

ポジティブ・アクションにより市役所・教育の場における管理職等への女性職員の登用を進めるとともに、研修等の充実を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
女性職員の管理職への積極的登用を行う。	人 事 課
女性職員の管理職登用に向け、モチベーションの向上及び視野の拡大等を図るため研修への参加を進める。	
女性の管理職への積極的推薦を行う。	学 校 教 育 課

(11) 企業・各種団体における女性の積極的登用

企業・各種団体における管理職等への女性の登用を進めるため、学習機会や研修情報を提供します。

施 策 の 内 容	担 当 課
女性の管理職への積極的な登用などに関する学習の機会を提供する。	市 民 協 働 課
市関係課や商工会議所・商工会など関係機関と連携し、企業における女性の積極的登用に係る学習機会の支援を行う。	商 工 振 興 課

基本的施策 5 社会における女性の活躍推進

現状と課題

社会において女性の活躍が進むことで、多様な価値観と発想を取り入れることができます。

政策・方針決定過程への女性の参画はいまだ十分ではありませんが、女性活躍推進法の施行や政府の取り組みにより、女性の活躍に関する機運が高まっています。また、今後人口が減少していく中で、社会の活力を維持していくためには、あらゆる分野における女性の活躍が不可欠です。

行政や企業などにおいては、研修会などの学習機会の充実を図るなど、女性のエンパワメント^{*11}を支援していくとともに、女性自身が意識や行動の改革を図っていくことが重要です。

さらに、地域社会においては女性が役員に就くことが容易となるよう、その環境づくりや仕組みづくりなど、地域の自主的な取り組みに対する支援や、様々な分野での女性リーダーの人材育成を進めることが求められています。

5 社会における女性の活躍推進

(12) 地域活動における女性の参画拡大

(13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

*11 エンパワメント

力をつけること。政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけること。

施策の方針

(12) 地域活動における女性の参画拡大

地域における総合的な方針決定の場を含めた多様な地域活動での女性の活躍推進を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
・自治会や地域コミュニティにおける活動や役職への女性の積極的な参画を支援する。	地 域 自 治 課
・女性漁業関係者が主体的に取り組む魚食普及活動等を支援する。	水 産 海 浜 課

(13) 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援

女性が社会でより活躍するため、モチベーションアップやエンパワーメントの支援を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・地域リーダー養成講座などの情報を提供し、女性の参加を促進する。	地 域 自 治 課
・女性の就業意識や職業能力向上のための学習機会の提供・支援を行う。	商 工 振 興 課
・商工会議所・商工会などの関係機関と連携し、女性起業者に対する情報提供・支援を行う。	
・産直市などで地産地消を推進する女性農業者等を支援する。	農 林 農 地 課
・水産関連施設の運営支援を通して女性の活躍を促す。	水 産 海 浜 課

基本的施策 6 家庭における男女共同参画の推進

現状と課題

時代の変遷に伴い、家族形態が変化する中で形成されてきた固定的な性別役割分担意識は、いまだ根強く残っています。そのことにより、男性の生き方が仕事中心となり、女性が家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを担っている状況に繋がっていると考えられます。

男女共同参画は、働く女性への支援が強調されることが多く、女性のみの問題として受け止められ、男性は「自身の問題」として捉えにくい状況にあることから、男性の家事・育児等の家庭生活への主体的な参画を促進するためには、職場風土の改革や働く男性の意識改革を図る必要があります。

6 家庭における男女共同参画の推進

(14) 男性に対する男女共同参画の促進

施策の方針

(14) 男性に対する男女共同参画の促進

男性の家事・育児・介護などへの主体的な参画を促すことにより、男女が協力し、責任を分かち合う家庭における役割分担を目指します。

施 策 の 内 容	担 当 課
・男性の育児・家事等への主体的参画のきっかけとなるよう地域や職場における企画を提供する。	市 民 協 働 課
・男性に対し、育児・家事等への参加について、きっかけづくりの場を提供する。	子 育 て 支 援 課
・認知症や介護に関心がある男性や、現在、認知症等の高齢者を介護する男性に対し、認知症や介護の知識等に関する学習機会を提供する。	長 寿 福 祉 課

基本的施策 7 職場における男女共同参画の推進

現状と課題

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正などによって制度上の整備が進み、職場での女性の地位や就労環境は改善されつつありますが、依然として賃金、昇進、就業形態などにおいて男女間の格差があります。

働きたい人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる職場づくりのためには、男女間の賃金格差の解消や長時間労働の削減、多様な働き方の推進など、雇用の分野における男女の均等な機会と公平な待遇の確保が不可欠です。

また、農業等の自営業に従事する女性は、家事労働も含め長時間の無償労働を余儀なくされていることが多い状況があることから、労働について適正な評価がなされ、対等なパートナーとして経営への参画や待遇の確保が求められます。

7 職場における男女共同参画の推進

(15) 職場での男女共同参画意識の醸成

(16) 個人の能力を発揮できる雇用施策・労働環境整備への取組促進

(17) 職場における男女平等の促進

施策の方針

(15) 職場での男女共同参画意識の醸成

職場で男女がそれぞれを尊重し、性別によって差別されることなく、個々の能力を発揮することができるよう、男女共同参画意識の醸成のための情報を提供します。

特に市役所においては、市のあらゆる施策にて、男女共同参画の視点を導入した施策の推進がなされるよう職員の意識醸成を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
市職員へのワーク・ライフ・バランス^{*12}に関する研修・講座を実施する。	市 民 協 働 課
働く人たちを対象としたワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや研修を主催したり、開催を支援する。	

* 12 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月18日策定）において、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めている。

その中で、各主体の取組として「仕事と生活の調和の実現の取組は、個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本であるが、我が国の社会を持続可能で確かなものとするに関わるものであることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行う」とされている。

(16) 個人の能力を発揮できる雇用施策・労働環境整備への取組促進

職場において、性別にかかわらず個人がその能力を十分に発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう労働環境整備への取り組みを促します。

施 策 の 内 容	担 当 課
事業所の男女共同参画を促進するため、積極的に取り組んでいる事業所を認定し、認定事業所相互の意見交換等の情報を発信することにより、市内事業所への普及啓発を図る。	市 民 協 働 課
男女共同参画や関連法令などについて情報収集し、事業所に対して情報提供を行い、男女の対等な雇用・労働条件確保のための施策の推進を促す。	
市関係課や商工会議所・商工会などの関係機関と連携し、女性の能力を発揮できる雇用施策・労働環境整備への取り組み促進に係る学習機会の支援を行う。	商 工 振 興 課
魅力ある農業経営を実現するために、家族間の就業条件や経営の役割分担などの取り決めを行う、家族経営協定^{*13}締結の促進を図る。	農 林 農 地 課
院内保育所「きらら」の運営を行う。	病 院 管 理 課

(17) 職場における男女平等の促進

職場において、性別にかかわらず、能力による採用と適材適所の配置等への積極的な取り組みを促進するよう、啓発活動を進めます。

施 策 の 内 容	担 当 課
市関係課や商工会議所・商工会などの関係機関と連携し、職場における男女平等に係る学習機会の支援を行う。	商 工 振 興 課
選挙開票事務への女性職員の参画を推進する。	選挙管理委員会事務局

* 13 家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、経営計画や各世帯員の役割、就業条件等の世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

家族内での話し合いに基づいて、必要なルール・計画づくりを行い、家族経営であっても個人の立場や役割を明確にすると同時に、労働条件を整備し、家計と経営の分離を図るなど、近代的な経営管理に取り組んでいくことを目的としている。

基本的施策 8 教育の場における男女共同参画の推進

現状と課題

固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見等をなくすためには、子どもの頃から男女平等教育をはじめとする人権教育を行う必要があります。

このことは、子どもが成長して社会に出てからも、性別にかかわらず互いを尊重し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に繋がります。

そのため、将来の担い手である子どもたちを育成する教職員や保護者が果たすべき役割は重大であり、教職員や保護者が、子どもに誤ったメッセージを与えないよう、男女共同参画に関する確かな知識を持つことが必要です。

8 教育の場における男女共同参画の推進

(18) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成

施策の方針

(18) 教育・保育の場での男女共同参画意識の醸成

教育・保育の場における教職員・保護者に対する男女共同参画の意識改革や、次代を担う子どもたちの男女共同参画意識の醸成を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
市内小中学校において、男女共同参画の視点を取り入れた職業講話を行う。	市 民 協 働 課
教職員などを対象に、男女共同参画に関する研修などの学習機会を提供する。	
保育士を対象に、男女平等や共同参画の意識を取り入れた研修を行い、資質を高める。	子 育 て 支 援 課
教職員・保育士等への男女共同参画に関する研修・講座を企画する機関への情報提供などにより、開催を促すとともに開催支援を行う。	学 校 教 育 課
性別にかかわらず、個性にあった多様な選択のできる進路・就職指導を行う。	
総合学習や道徳の時間を利用した学習の実施、効果的な副教材を利用する。	
各校において学級・学年懇談会等の際に、男女共同参画の話題に触れるよう働きかけるとともに、男女共同参画に関わる参観授業を公開することにより、保護者に理解してもらえよう努める。	

基本的施策 9 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

近年、家族機能の弱体化や一人暮らし高齢者の増加などにより、地域で支え合うコミュニティ^{*14}づくりは重要な課題であり、性別・世代を超えて、多様な住民が地域活動に参画し、誰もが安心して生活することができる地域社会の実現が必要です。

しかし、自治会やボランティアなどの団体の会長には、主に職を退いた男性が就き、女性が補助的な役割に就く現状があるなど、地域社会においても性別による固定的役割分担意識はいまだ払拭されていません。

また、自然災害の影響による長期的な避難所運営においては、性別によるニーズの違い等に十分な配慮がなされないなどの様々な問題が浮き彫りとなっています。

そのため、地域活動や市民活動、ボランティアなどにおいて、若い世代や女性の参画を推進する取り組みが必要です。

9 地域における男女共同参画の推進

(19) 地域社会での男女共同参画意識の醸成

(20) 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大

(21) NPO・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援

(22) 男女のニーズを捉えた防災対策の推進

* 14 コミュニティ

地域コミュニティとは、地域に住んでいる人たちが、互いにふれあい、力を合わせ、知恵を出し合い、より住みよい環境をつくり出し、いつまでも心豊かに暮らしていこうとする人々の集まりのこと。

沼津市においてコミュニティ組織とは、「地域住民の連帯意識と生活文化の向上を積極的に増進することを目的として、一定地域の住民により自主的に構成された組織」と定義づけており、概ね中学校区を単位とする18地区のコミュニティがある。

施策の方針

(19) 地域社会での男女共同参画意識の醸成

地域住民の性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、個性を活かした自由な選択を可能にする、男女共同参画意識の醸成のための学習機会を提供します。

施 策 の 内 容	担 当 課
・地域住民が地域活動を通して、主体的な啓発事業に取り組めるよう住民へ学習機会を提供する。	市 民 協 働 課
・青少年健全育成事業を実施し、青少年が男女共同参画を取り上げる機会を提供する。	生 涯 学 習 課
・教育相談推進事業を実施し、不登校・進路・非行・子育てに悩む児童生徒とその保護者の悩みや、不安を受けとめ支援するとともに、相談員の資質向上を図る。	

(20) 地域活動や市民活動への男女の対等な参画拡大

男女が共に住みやすい地域づくりを進めるために、性別にかかわらず、ともに地域活動に参画するための支援を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・地域で実施する地域活性化に関する活動に女性の視点を取り入れる。	地 域 自 治 課
・市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会 ^{*15} が実施する地域福祉を推進する事業を支援するとともに、特に若年世代の積極的な参加を促進する。	社 会 福 祉 課
・母親を対象としたワークショップを開催し、子どもや子育て世代の交流の場・居場所づくりについて検討する。	建 築 指 導 課
・中心市街地のまちづくりに女性の声を反映し、交流と定住を促進する。	中心市街地整備企画室
・男女の偏りを含むPTA活動の現状を調査し、男女の偏りのない役員登用と活動への参画を促す。	生 涯 学 習 課

* 15 市区町村社会福祉協議会と地区社会福祉協議会

市区町村社会福祉協議会は、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織・活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持った民間非営利組織。社会福祉法第109条に、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されており、市区町村ごとに1団体設立されている。

地区社会福祉協議会は、概ね中学校区を単位に市内20地区で組織され、それぞれの地域ニーズに対応した福祉活動が展開されるよう各種関係団体と連携しながら活動に取り組む団体。

(21) NPO^{*16}・ボランティア団体等の情報発信及び活動支援

地域社会を支え、女性の活躍の領域となりうるNPOなどとの連携を強化し、市民の参加を促すための情報発信などを行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
• NPO活動への市民参加促進のため、男女共同参画の視点を取り入れたNPO活動に関する学習機会の情報を発信する。	市 民 協 働 課
• NPO相談窓口などにおけるNPO団体への活動支援の際に併せて男女共同参画の視点の情報提供を行う。	
• ボランティア活動への市民参加を促すための情報発信や社会福祉協議会等による講座・イベントへの支援の際に併せて男女共同参画の視点の情報提供を行う。	社 会 福 祉 課
• 社会福祉協議会によるボランティア団体への情報提供や、相談窓口での相談受付などの支援の際に併せて男女共同参画の視点の情報提供を行う。	

(22) 男女のニーズを捉えた防災対策の推進

地域社会を支えるNPO・ボランティア団体などとの連携を充実し、男女のニーズを的確にとらえた防災対策を推進します。

施 策 の 内 容	担 当 課
• 多様性に配慮した地域防災対策を支援する。	市 民 協 働 課
• 災害時要援護者避難支援計画の周知を図るとともに、地域における災害時の要援護者への取り組みを支援する。	社 会 福 祉 課
• 男女双方の視点を取り入れた防災計画の策定と防災体制づくりを行う。	危 機 管 理 課
• 女性消防団員^{*17}による災害現場での活動について協議する。	救 急 警 防 課

*16 NPO

行政、企業とは別に社会的活動をする「民間非営利組織」のこと。利益の分配をしないことなど諸々の条件を満たす活動については、「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき法人格が付与される。

*17 女性消防団員

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関で、「自らの地域は自ら守る」という精神を基本に、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、火災の警戒・消火だけでなく風水害にも対応し住民の安心と安全を守る役割を担っている。

消防団員の身分は非常勤特別職地方公務員であり、報酬として年手当や出勤手当が支給され、一定の要件のもと防火管理者の認定、特殊無線従事者・応急手当普及員等の資格が取得できる。また、公務災害補償、退職報償金、表彰などの制度がある。

沼津市では女性のもつソフト面を取り入れた防火指導及び後方支援活動を強化するため、平成4年度に女性消防団「紫明隊」を導入し、地域の防火指導、防火広報、普通救命指導などを行っている。

（平成27年4月1日現在 沼津市消防団員872人のうち、女性団員20人）

基本的施策 10

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための職場環境づくり

現状と課題

社会情勢の変化に伴い、男女が共に個性と能力を発揮し健康で豊かな生活を営むため、生涯を通じて仕事と家庭生活が両立できる社会環境が求められる時代となりました。

しかしながら、いまだに男性は子育て期にあっても職場に長時間拘束され、家庭生活の時間を確保することが難しい状況にある一方、女性は家事・子育て・介護などの多くを担い、希望する就労形態で働くことが困難な環境にあります。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事や家庭・地域生活において責任を果たすとともに、それぞれの年齢やライフスタイルに応じた多様な生き方を選択することができる環境整備を進める必要があります。

また、子育て・介護のため仕事を離れた女性の就職・再就職の支援や、子育て・介護を行う労働者が働き続けやすい環境整備も同時に進める必要があります。

10 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための職場環境づくり

(23) 職場におけるワーク・ライフ・バランス支援制度の普及・利用促進

(24) 女性の就職・再就職への支援

(25) 男性の働き方の改善

施策の方針

(23) 職場におけるワーク・ライフ・バランス支援制度の普及・利用促進

職場において、働く男女のワーク・ライフ・バランス実現のため、各種制度の構築や相談体制の充実など、環境整備が行われるよう、事業者等に働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスを支援する制度の利用促進を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
・ワーク・ライフ・バランス実現への取り組みを促すため、事業主・人事労務担当者向けのセミナー開催や情報提供などを行う。	市 民 協 働 課
・男女のワーク・ライフ・バランス推進のため、各種休暇等の積極的取得を推進する。	人 事 課
・シティプロモーション推進において、子育てママの働き方の提案などを行う。	ぬまづの宝推進課
・市関係課や商工会議所・商工会などの関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス支援制度の学習機会の支援を行う。	商 工 振 興 課
・管理職を含め教職員の勤務時間の現状を見直し、時間外勤務の縮減に向けた環境整備と指導を行う。	学 校 教 育 課

(24) 女性の就職・再就職への支援

結婚や出産・子育てなどで職を離れた女性の再就職支援のため、学習機会や就職情報の提供を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
・子育て支援分野の各事業に従事する職員を確保するため、県または市で実施する研修への参加を促進する。	子 育 て 支 援 課
・ハローワークや静岡県等が実施する女性の就職・再就職についてのセミナー情報を提供する。	商 工 振 興 課
・女性の再雇用制度・継続雇用制度・法令遵守や徹底のための情報を提供する。	

(25) 男性の働き方の改善

職場において、男性が抱えるストレスや長時間労働から解放され、ワーク・ライフ・バランスの実現ができるよう働き方の慣行の改善を図ります。

施 策 の 内 容	担 当 課
・業務効率の向上を図ることにより、時間外勤務の縮減を図る。	人 事 課
・市関係課や商工会議所、商工会などの関係機関と連携し、男性の働き方の改善についての学習機会の支援を行う。	商 工 振 興 課

基本的施策 11

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための家庭・地域環境づくり

現状と課題

少子高齢化の進行、共働き世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加など、社会情勢の変化に伴う価値観やニーズが多様化する中で、活力のある家庭や地域を形成していくためには、固定的な性別役割分担意識をなくし、家族や地域住民同士が支え合うことが重要です。

男女が共に働き方や暮らし方を見直し、互いに責任を分かち合いながら、双方が協力して家事・育児・介護等に参画するとともに、バランスよく地域社会への貢献や自己啓発などを行えるよう社会的な支援や環境の整備が求められています。

11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための家庭・地域環境づくり

(26) ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援

(27) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

施策の方針

(26) ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援

男女が共に家庭生活や地域活動に参画しながら、仕事と生活の充実を図れるよう学習機会を提供します。

施 策 の 内 容	担 当 課
・働く男性の地域参加を促すための講座開催など、対象の年代を絞った学習機会を提供する。	市 民 協 働 課
・学校教育における保育体験・介護体験などの生活体験学習を行う。	学 校 教 育 課

(27) ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備

ワーク・ライフ・バランス実現のため、地域で育児や介護を支える環境を整備します。

施 策 の 内 容	担 当 課
・地域活動に男女共同参画の視点を取り入れるための学習機会を提供し、地域での環境づくりを支援する。	市 民 協 働 課
・貧困の連鎖 ^{*18} を防止するため、生活困窮世帯に属する子どもへの学習支援を行う。	社 会 福 祉 課
・放課後子ども総合プラン ^{*19} に基づき、全ての就学児童が放課後に安全・安心に過ごすことができるよう、事業を推進する。	子 育 て 支 援 課
・延長保育、一時預かり、地域子ども・子育て支援事業の充実を図る。	
・シングルペアレントの生活向上のために必要な情報提供等をする専用の相談窓口を設置し、職業技術取得の支援を行うほか、懇話会等を開催し支援施策について検討する。	こ だ も 家 庭 課
・地域包括支援センター ^{*20} の活用などによる地域での介護支援体制と相談体制の充実を図る。	長 寿 福 祉 課
・地域で育児を行いやすい公共空間（公園）を整備する。	緑 地 公 園 課

* 18 貧困の連鎖

生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもが、大人になっても再び生活保護を受給あるいは生活困窮に陥ること。

* 19 放課後子ども総合プラン

小学生を対象とした総合的な放課後対策事業。本市では、文部科学省の補助事業である「放課後子供教室」事業と、厚生労働省の補助事業である「放課後児童クラブ」事業とを連携させ、総合的な放課後対策事業として推進している。

* 20 地域包括支援センター

平成18年4月に施行された改正介護保険法に伴い創設された機関で、高齢者の方々が住み慣れた地域で生活が維持できるよう、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職員が、要介護状態になることを未然に防ぐためのサービス提供に関するマネジメント、権利擁護・支援困難事例等への対応、総合相談等を行う。

基本的施策 12 国際協調に基づく男女共同参画の推進

現状と課題

我が国の男女共同参画の実状は、政治分野や経済分野をはじめとして男女格差が大きく、国際的に取り組みの遅れが目立ちます。そこで、世界の諸活動にも目を向け、男女共同参画に関する国際的な動向を把握しながら市における制度やルールづくりを進め、施策に取り組む必要があります。

また、本市における在住外国人の定住化が進む中、これらの人々との積極的な交流・情報交換などにより、互いの文化や生活習慣、価値観を理解・尊重し、ともに多様性に配慮した地域社会を築いていくことが求められています。

12 国際協調に基づく男女共同参画の推進

(28) 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供

(29) 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進

(30) 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

施策の方針

(28) 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供

社会の動向に目を向け、国・県の男女共同参画推進体制の情報収集により、最新の情報提供を行います。

施 策 の 内 容	担 当 課
男女共同参画に関する国際的な動向に関する国や県等の情報を収集・提供する。	市 民 協 働 課

(29) 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進

多様な文化や価値観の違いを理解し、すべての市民が男女共同参画社会づくりに協力できるように、在住外国人との交流を促進します。

施 策 の 内 容	担 当 課
在住外国人と市民との交流事業の実施による男女共同参画に関する国際理解と男女の協力意識の啓発を行う。	市 民 協 働 課

(30) 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実

在住外国人の地域・社会への参画支援や、生活文化の違いによる悩み等の相談体制を整備します。

施 策 の 内 容	担 当 課
在住外国人の地域コミュニティ活動に参加するための支援を行う。	地 域 自 治 課
在住外国人の市役所窓口や相談窓口での通訳や、日本語学習支援などのサポートを行う。	市 民 協 働 課

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進捗状況の点検・公表

男女共同参画社会の実現には、男女共同参画に関する理解の浸透を図るとともに、推進体制の整備や国、県その他の地方公共団体と連携し、市、市民、事業者及び市民団体との協働により計画を推進します。

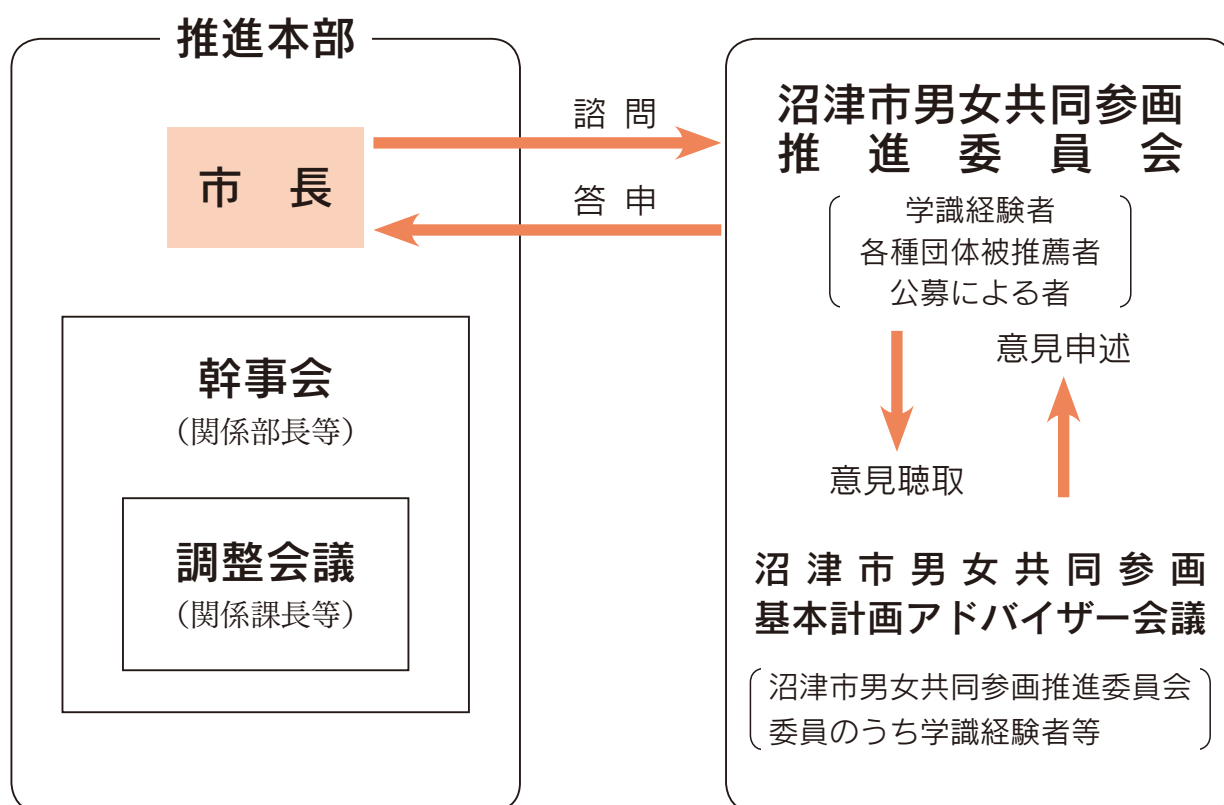
1 推進体制

(1) 沼津市男女共同参画推進委員会

本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策の円滑な推進のために組織され、本計画をはじめ男女共同参画推進に関する施策について、調査・審議します。

(2) 沼津市男女共同参画推進本部

市長を本部長とする庁内組織で、計画の策定及び施策の実施を総合的かつ効果的に推進します。



2 計画の進捗状況の点検・公表

この計画の推進施策の実施状況などを、毎年取りまとめ、点検・評価を行い、施策の実現に努めます。

また、この実施状況について「沼津市男女共同参画推進委員会」は、意見を述べるすることができます。なお、市は計画の実効性を高めるため、実施状況報告書を公表します。

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 沼津市男女共同参画推進委員会
委員名簿
- 3 計画策定のための調査
- 4 関係法規

計画策定の経過

開催年月日	内 容
平成26年11月19日	○男女共同参画基本計画アドバイザー会議（第1回） ／基本計画体系図・重点取組目標の検討
平成27年2月5日	○男女共同参画基本計画アドバイザー会議（第2回） ／基本計画体系図・重点取組目標の検討
5月15日	○男女共同参画調整会議（第1回）／施策の検討依頼
6月30日	○全体課長会議／施策の検討依頼
9月2日	○男女共同参画基本計画アドバイザー会議（第3回） ／基本計画全般について検討
9月18日	○男女共同参画調整会議（第2回：文書会議）／施策案の決定
10月20日	○男女共同参画幹事会（第1回） ／基本計画体系図・重点取組目標・施策の内容検討
11月10日	○男女共同参画調整会議（第3回：文書会議）／施策の内容検討 ○男女共同参画幹事会（第2回：文書会議）／施策の内容決定
11月18日	○男女共同参画推進委員会（第1回）／基本計画（案）諮問、審議
平成28年1月6日	○男女共同参画調整会議（第4回：文書会議） ○男女共同参画幹事会（第3回：文書会議） ／推進委員会の指摘事項について検討
1月13日	○男女共同参画推進委員会（第2回）／基本計画（案）審議のまとめ
1月27日	○男女共同参画推進委員会から答申
2月17日～ 3月17日	○パブリック・コメント
3月22日	○男女共同参画推進本部／基本計画（案）の承認
3月24日	○基本計画を決定

沼津市男女共同参画推進委員会委員名簿（五十音順）

平成26年6月～平成28年5月

No.	氏 名	所 属 等	備 考
1	秋 山 三枝子	沼津市校長会	
2	東 隆 子	公募	
3	石 塚 久美子	沼津市商工会	
4	犬 塚 協 太	静岡県立大学教授	委 員 長
5	大 嶽 由紀江	南駿農業協同組合理事	
6	勝 又 あすか	公募	
7	加 藤 訓 久	沼津商工会議所青年部会長	
8	後 藤 京 子	特定非営利活動法人東部パレット理事	
9	鈴 木 幸 子	公募	
10	角 替 清 美	静岡県弁護士会沼津支部	
11	中 島 寿 之	特定非営利活動法人戸田どっとこむ理事	
12	丹 羽 定 彦	沼津市自治会連合会副会長	
13	松 本 り え	スルガ銀行研修企画室マネージャー	副委員長

計画策定のための調査

(1) 沼津市男女共同参画に関するアンケートの概要

第3次沼津市男女共同参画基本計画は、平成27年度末をもって計画期間が終了することから、新たな計画を策定するにあたり、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

① 調査方法

調査区域	沼津市全域
調査対象	満20歳以上の市民1,001人
抽出方法	住民基本台帳データより等間隔無作為抽出
調査方法	郵送方式（配布及び回収とも）
調査期間	平成26年6月23日～7月22日

② 回収結果

項 目	地 区	全 市
発 送 数		1,001人（男491人・女510人）
配 達 不 能 数		2人（男1人・女1人）
回 収 数		444人（男195人・女239人・不明10人）
未 回 収 数		555人
回 収 率		44.4%

③ 年代別発送数及び回収数

項 目	地 区	発送数	配達不能数	差引	回収数	回収率（%）
20歳代		100	—	100	31	31.0%
30歳代		125	—	125	43	34.4%
40歳代		186	—	186	74	39.8%
50歳代		161	—	161	83	51.6%
60歳代		192	1	191	97	50.5%
70歳代以上		237	1	236	107	45.1%
不 明		—	—	—	9	—
合 計		1,001	2	999	444	44.4%

(2) 設問内容（抜粋）

- ① 「男女共同参画社会」という言葉の理解について
- ② 家庭での家事や介護の分担について
- ③ 女性が仕事を持つことへの考えについて
- ④ 女性が働き続けるための支援策や改善策について
- ⑤ 社会や地域活動への参加について
- ⑥ ドメスティック・バイオレンスについて
- ⑦ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントについて
- ⑧ 「男女共同参画社会」を実現するために、市の施策に望むことについて

関係法規

◆男女共同参画社会基本法

公布：平成11年6月23日号外法律第78号

改正：平成11年7月16日法律第102号

平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **男女共同参画社会の形成** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 **積極的改善措置** 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以

下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法という。」）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法（昭和24年法律第127号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄**（施行期日）**

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八 略

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄**（施行期日）**

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

◆沼津市男女共同参画推進条例

平成20年3月21日条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項（第11条—第15条）

第3章 沼津市男女共同参画推進委員会（第16条—第21条）

第4章 雑則（第22条）

付則

すべての人が、その性別にかかわらず、一人一人の人権が尊重され、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、その個性と能力を十分に発揮し、生涯にわたりどのような状況においても、心豊かに生活できる社会の実現は、私たち市民の願いです。

本市では、これまで、すべての男女が共にいきいきと輝くまちづくりを推進するため、男女共同参画の指針となる基本計画を策定し、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、あらゆる分野で男女が対等に参画し、共に責任を分かち合い、支えあう男女共同参画社会の実現にはなお一層の努力が必要です。

また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、家族形態の多様化といった社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、活力ある住みよい地域社会を築くためには、一人一人の人生における仕事と生活の調和が必要であり、職場をはじめ地域や家庭等での取組が求められています。

このため、私たちは、男女共同参画社会の実現を重要課題と位置づけ、新たな課題に果敢に向き合い、男女共同参画の理解を深め、市、市民、事業者及び市民団体が協働して、男女共同参画社会を実現することを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項等を定め、社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者及び市民団体が協働することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思

によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する者をいう。
- (4) 市民団体 自治会、PTA、特定非営利活動法人その他の地域社会において住民の福祉の向上のための活動を行う団体をいう。
- (5) 協働 市、市民、事業者及び市民団体が、共通の目的を達成するために、互いに理解し、尊重し、及び連携し合うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校又は地域における活動その他の家庭生活以外における活動とを両立できること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠、出産等に関し、互いの意思や権利を尊重するとともに、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態で生活できること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向を踏まえて行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者及び市民団体と協働して行うとともに、国、県その他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、市民、事業者及び市民団体が行う男女共同参画を推進するための活動の支援に努めなければならない。
- 4 市は、男女共同参画を推進するため、財政上の措置及び必要な体制を整備するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、男女共同参画を推進するよう、自ら努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、事業者及び市民団体と協働して行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が対等に参画することができる機会を確保し、及び職場環境を整備するよう努めるとともに、就労者の職業生活と家庭生活との両立を支援するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、市民及び市民団体と協働して行うよう努めるものとする。

（市民団体の責務）

第7条 市民団体は、その運営又は活動に男女が共に参画する機会を確保するとともに、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市、市民及び事業者と協働して行うよう努めるものとする。

（教育に携わる者の責務）

第8条 社会のあらゆる分野において行われる教育に携わる者は、その教育の過程において、第3条に規定する基本理念に配慮するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害等の禁止）

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を行ってはならない。

2 何人も、夫婦及び恋人を含むすべての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

（公衆に表示する情報の表現への配慮）

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項

（基本計画）

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ沼津市男女共同参画推進委員会に意見を求めるとともに、市民、事業者及び市民団体の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（情報提供及び広報活動）

第12条 市は、男女共同参画について、市民、事業者及び市民団体の理解を深めるため、必要な情報提供及び広報活動を行うものとする。

（調査研究）

第13条 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施のために必要な調査研究を行うものとする。

（年次報告）

第14条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等を取りまとめ、報告書を作成し、これを公表するものとする。

（苦情及び相談への対応）

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画推進施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱い等に関する苦情又は相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

第3章 沼津市男女共同参画推進委員会

（設置）

第16条 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進施策を円滑に推進するため、沼津市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第17条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第11条第2項の規定による意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する必要な事項を調査審議すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べること。

(組織)

第18条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 市民団体の代表者

3 委員は、男女のいずれか一方の委員の数が、委員総数の10分の4未満にならないよう選任するものとする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第19条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委任)

第21条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第4章 雑則

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

付 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づき策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第11条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

第4次沼津市男女共同参画基本計画

平成28年3月発行

沼津市 企画部 市民協働課

〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

TEL 055-934-4807 FAX 055-931-2606



「沼津市男女共同参画推進事業所」認定マーク

それぞれの職場で、男女の差別なく、みんなで協力して頑張っている姿を表現したもので、背景は社会を、手をつないでいる姿は職場での男女の姿をイメージしています。

また、一緒に持っている風船は平等を表しています。